## 出生・育児に関する主な手続等一覧表

手続事由	手続内容	提出書類名	提出先	添付書類	提出者	提出期限	備考
子の出生時	出生の届出	出生届	市区町村役場	出生証明書	本人	14日以内	***
	健康保険証作成	被扶養者異動届	年金事務所 または 健康保険組合	***	会社	速やかに	***
出産	出産一時金の請求	出産育児一時金請求書(※)	協会けんぽ または 健康保険組合	***	会社 または 本人	2年以内	(※)直接支払制度、受 取代理制度あり
	産前産後休業期間中の保 険料免除	産前産後休業取得者申出書					***
産後56日以降	出産手当金の請求	出産手当金請求書	協会けんぽ または 健康保険組合	賃金台帳、出勤 簿のコピー	会社または本人	2年以内	産前42日から産後56日 まで申請可能
育児休業 取得時	保険料免除の申請	育児休業取得者等申出書(新規)	協会けんぽ または 健康保険組合	***	会社	速やかに	1歳の誕生日の前月分まで免除
	休業の登録	休業開始時賃金月額証明書	ハローワーク	賃金台帳・出勤 簿のコピー、母 子手帳のコピー など	会社または本人	10日以内 (支給申請と 同時に行う 場合には4ヵ	初回の支給申請は、同 時申請可能
		育児休業給付受給資格確認票				月以内)	
	給付金の請求	育児休業基本給付金申請書	ハローワーク	賃金台帳、出勤簿のコピー	会社または本人	2ヵ月ごとに 指定期日ま でに申請	1歳6ヵ月(延長理由に該 当する場合)に達する日 の前日分まで、賃金月額 の50%支給
職場復帰時	保険料免除の終了	育児休業等取得者終了届	年金事務所 または 健康保険組合	***	会社	速やかに	復帰日の前月分まで免除
子の1歳到達 後の保育園未 決定による育 児休業延長	保険料免除延長の申請	育児休業等取得者申出書(延長)	年金事務所 または 健康保険組合	***	会社	速やかに	1歳6ヵ月に達する日の 翌日の前月分まで免除
職場復帰後、3歳未満の子を養育し収入減のとき	養育期間中の厚生年金特 例扱い	養育期間標準報酬月額特例申出書	年金事務所	戸籍抄本·住民 票	会社または本人	速やかに	子が3歳に達するまでの 措置
職場復帰から 4ヵ月後(勤務 時間短縮など の収入滅)	報酬月額変更	育児休業等終了時報酬月額 変更届	年金事務所 または 健康保険組合	賃金台帳、出勤簿のコピー	会社または本人	復帰した月 から3ヵ月経 過後	報酬月額1等級下落でも 変更可
1歳6ヵ月超の 育児休業	保険料免除延長の申請	育児休業等取得者申出書(延長)	年金事務所 または 健康保険組合	***	会社	速やかに	子の3歳の誕生日の前 月分まで免除
子を養育しなく なったとき/ 養育していた 子が死亡した とき	厚生年金特例の扱い終了	保険養育期間標準報酬月額 特例終了届	年金事務所 または 健康保険組合	***	会社または本人	速やかに	子が3歳に達している場合は不要
	厚生年金保険料・健康保 険料免除の終了	育児休業等取得者終了届				育児休業等を早く終了したとき	子が3歳に達している場合は不要